

## ○横手市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、横手市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は横手市立図書館（以下「図書館」という。）で配架する雑誌を広告媒体として活用することにより、民間事業者等に情報発信の場を提供するとともに、雑誌購入費を節減し、図書館サービスの充実を図ることを目的とする。

### (制度内容)

第3条 利用者閲覧用雑誌を提供しようとする者（以下「スポンサー」という。）は雑誌の購入代金を負担し、購入した雑誌を館内に配架する。提供雑誌の最新号のカバー表面にスポンサー名を、裏面にはスポンサーの広告を表示し、図書館の利用者の閲覧に供する。

- 2 前項に規定する提供雑誌の調達は図書館が行い、配架図書館並びに配架位置は図書館が決定する。
- 3 スポンサーは、図書館が作成した「雑誌リスト」の中から提供する雑誌を選定するものとする。ただし、「雑誌リスト」に記載がない雑誌でも、図書館と協議して認められたものについては選定することができる。
- 4 同一雑誌について、複数の申し込みがあった場合は、原則として申込み時点における先着順とする。
- 5 スポンサーは、デジタルサイネージ（横手図書館に設置するディスプレイ等の電子的な表示機器を使用し、情報を提供する広告媒体）による広告の掲載を行うことができる。

### (申込方法)

第4条 雑誌スポンサー制度に申し込もうとする者は、横手市立図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、図書館へ提出する。

### (スポンサーの審査及び決定)

第5条 図書館は、前条の規定による申込みがあったときは、当該内容を審査し、スポンサーを決定するものとする。

- 2 スポンサーに決定したときは、覚書（様式第2号）により市と契約を締結するものとする。

### (スポンサーの要件)

第6条 スポンサーになることができるのは、法人、個人事業者、団体等とし、個人は対象としない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、スポンサーとなることができない。

- 一 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更生手続き中である場合
- 二 横手市の入札参加資格において指名停止措置を受けている場合
- 三 暴力団又は暴力団の構成員その他これらに準ずるもの
- 四 前各号に掲げるもののほか、スポンサーとして不適当であると教育委員会が認めるもの

（広告の掲載基準）

第7条 スポンサーの広告内容は、図書館の公共性及び社会的信頼性を損なうおそれのないものとし、横手市広告掲載要綱（平成 23 年横手市告示第 63 号）第 3 条各号に該当するものは対象外とする。

（広告の掲載期間）

第8条 広告の掲載期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、年度の途中に第 5 条第 3 項の規定による覚書の締結があった場合は、当該決定のあった日に属する月から翌年 3 月 31 日までとする。

- 2 広告掲載期間満了日の 3 ヶ月前までに書面による申し出がない場合は、自動的に 1 年間更新するものとし、その後も同様とする。
- 3 提供雑誌が休刊又は廃刊した場合は、提供雑誌の変更その他必要な事項について図書館とスポンサーで協議することとする。

（広告の規格・変更）

第9条 雑誌カバーの裏面の広告は、A4 版程度の片面印刷とし、スポンサーが作成するものとする。

- 2 広告内容は、スポンサーが隨時変更できるものとするが、その都度、広告内容の審査を行うものとする。
- 3 デジタルサイネージ広告掲載時間は、1 雑誌につき静止画 10 秒、動画 15 秒とし、スポンサーが作成するものとする。

（広告内容等の責任）

第10条 広告の内容による一切の責任は、スポンサーが負い、広告の掲載に関して第三者に損害を与えた場合はスポンサーの責任において解決する。

（配付用パンフレット等の設置）

第11条 スポンサーは、雑誌を配架した図書館に配布用パンフレット、チラシを置くことができる。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。